



# 乳児養育手当のご案内

29年7月改訂

江戸川区

この制度は、昭和44年から実施している江戸川区独自の制度です。

赤ちゃんにとって一番大切な時期に保育に専念していただくための経済的支援を目的としています。

## 1 制度の概要

支給対象者	以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。 ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者とも江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります。) ウ 生活保護を受けていない方 エ 子ども子育て支援新制度の対象施設( )・乳児院などに乳児を預けていない方 認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所など オ 生計中心者の対象年度の所得が所得制限額未満の方 (下記【別表1】参照)
手当額	月額 13,000円
支給時期・支給方法	申請者名義の銀行口座に毎月10日にお振込みします。 *申請者名義以外の銀行口座にはお振込みできません。 *10日が土曜・日曜・祝日のときは、その前日にお振込みします。
申請期限	お子様が満1歳になる誕生日の前日までです。 *出生届・転入届提出後、お早めに申請してください。 申請が認定されれば、誕生日(または転入の届出日)の月分から手当が支給されます。 (最大で12か月分)
制度についてのお問い合わせ先	江戸川区 子ども家庭部 児童女性課 手当助成係 中央 1-4-1 03(5662)0082
申請窓口	区役所または各事務所でお手続きください。*郵送では申請できません。 区民課 庶務係 中央 1-4-1 03(5662)6388 小松川事務所 庶務係 平井 4-1-1 03(3683)5182 葛西事務所 庶務係 中葛西 3-10-1 03(3688)0433 小岩事務所 庶務係 東小岩 6-9-14 03(3657)7832 東部事務所 庶務係 東瑞江 1-17-1 03(3679)1123 鹿骨事務所 庶務係 鹿骨 1-54-2 03(3678)6111

### 【別表1 所得制限額表】

扶養人数	所得制限額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人	782万円
5人目以降	1人増えるごとに 38万円を加算

\*所得制限額は、生計中心者1人の所得で判定します。  
(夫婦合算ではありません。)

\*所得制限額には社会保険料控除相当額として8万円を加算しています。

\*各種控除額(医療費控除、障害者控除等)を総所得額から差し引くことができます。


\*扶養人数とは、判定に必要な所得年度の「税法上の扶養人数」です。

\*ご自身の所得の確認方法については、区公式ホームページから「乳児養育手当」の項をご覧ください。

申請に必要なものは裏面をご覧ください。

## 2 必要書類

申請者ご本人の申請と、代理人(配偶者など)の申請の場合とは、必要書類が異なります。

<p><b>申請者と配偶者の課税証明書</b></p> <p>* 必要となる課税証明書の「年度」は乳児の誕生月により異なります。(下記【別表2】参照)</p> <p>平成29年秋頃、マイナンバーによる情報連携が開始された場合、課税証明書は不要になることがあります。 詳しくは江戸川区のホームページでご確認ください。</p>	<p>* 下記【別表2】「課税基準日」に江戸川区に住民登録があり、課税決定されている方は必要ありません。</p> <p>* 住民税が未申告の方は、課税決定された後に申請してください。</p> <p>* 配偶者が下記【別表2】「課税基準日」時点で生計中心者の税法上の控除対象配偶者となっている場合、配偶者の課税証明書の提出は不要です。</p> <p>[課税証明書を取得する場合の注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の手当てで提出していても乳児養育手当用として別に提出が必要です。</li> <li>・下記【別表2】「課税基準日」に日本国内に住民票がなかった方は、基準日以降に帰国したことの記載がある「戸籍の附票」を提出してください。</li> <li>・下記【別表2】「課税基準日」に住所があった区市町村で発行されます。</li> <li>・概ね1ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。</li> <li>・所得額、扶養内訳、各種控除額等の記載のあるものを取得してください。</li> </ul>				
<p><b>申請者名義の銀行口座がわかるもの</b></p>	<p>普通預金の通帳またはキャッシュカードをお持ちください。</p>				
<p><b>印鑑</b></p>	<p>朱肉を使用するもの。認印で結構です。</p>				
<p>マイナンバーを記入していただく手続きのため、以下の書類も必要となります。</p>					
<p><b>窓口に来る方の身元確認書類</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>次のうち1点</td> <td>マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等</td> </tr> <tr> <td>次のうち2点</td> <td>健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票 等</td> </tr> </table>	次のうち1点	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等	次のうち2点	健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票 等
次のうち1点	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等				
次のうち2点	健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票 等				
<p><b>申請者と配偶者のマイナンバー確認書類</b></p>	<p>マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票</p>				
<p><b>代理人が申請する場合</b></p> <p><b>代理権確認書類(右記AまたはB)</b> 配偶者も代理人となります。</p>	<p>A: 委任状</p> <p>または</p> <p>B: 申請者宛に発行された以下のような書類</p> <p><b>例</b> 運転免許証、パスポート、健康保険証、母子健康手帳 等 コピーは不可</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>確認書類については、こちらをご覧ください。</p> </div> 				

### 【別表2：必要となる課税証明書の年度】

乳児の誕生月	課税証明書の年度	課税基準日
平成28年6月～平成29年5月	平成28年度(平成27年中の所得で判定)	平成28年1月1日
平成29年6月～平成30年5月	平成29年度(平成28年中の所得で判定)	平成29年1月1日
平成30年6月～平成31年5月	平成30年度(平成29年中の所得で判定)	平成30年1月1日

### お問い合わせ先

#### 制度についてのお問い合わせ先

江戸川区 子ども家庭部 児童女性課 手当助成係 03-5662-0082

乳児養育手当について、もう少し詳しくお知りになりたい方は



児童手当の申請もお忘れなく

